

掲示用

長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年2月28日

長野広域連合長 荻原健司

長野広域連合条例第2号

長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長野広域連合養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成12年長野広域連合条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）前号以外の者で広域連合長が規則で定める入所者の養護

第6条中「第5号」を「第6号」に改める。

第7条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第6号」に改め、同条第5号とし、同条第3号中「第4条第1項第4号」を「第4条第1項第5号」に改め、同条第4号とし、同条第2号中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第4号」に改め、同条第3号とし、同条第1号中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第3号」に改め、同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）第4条第1項第2号に掲げる事業 広域連合長が別に定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。